

第2回 石垣市自治基本条例審議会

【添付資料①～④】

石垣市企画政策課

2.報告事項

(1) 第1回石垣市自治基本条例審議会の議事概要について

①委員発言要旨について

条項	発言要旨
第2条 用語の定義	市民の定義が広すぎる。事業者は団体だけではなく個人もいる。
第23条3項 市民からの意見、要望、苦情等への対応	市民の意見、要望、苦情について、執行機関が受け止めて改善していくもので、公表する必要性はあるのか疑問である。
第27条 住民投票 第28条 住民投票の請求及び発議	第27条、第28条が分かりにくく不整合になっている。
第35条 文化の継承、発展及び創造	文化は有形、無形がある。文化の「継承」だけではなく「保存」まで入れたほうがいい。
第38条 教育環境づくりの推進	不登校やひきこもり等、人権教育は重要である。大人でも社会に出られないケースもあり、サポートが必要。
第42条 条例に位置付け	最高規範という位置づけの確認。
その他	生活にかかわる決定事項（税等）の説明を行うことについて条例の中に表記されているか。ex.固定資産の評価と税額
その他	同条例がなかった場合、どのような問題があるのか、廃止も含めて検討したい。
その他	広範囲にわたっているもので、一つ一つが浅くなっている。広範囲な条例から特化した条例とした方がいいのでは。

① 市民意見

No.	条項	分野	意見概要
1	1条	目的	自治基本条例の撤廃は第1条の条文に反すると思う。
2	2条	用語の定義	市民の定義が、私のような旅行者も含まれ得るし、さらに日本国外の悪意ある勢力の影響下にある者も含まれる可能性がある。
3			「市民」の定義がおかしいと思う。
4			「市民及び事業者等」の定義について、反社会的な勢力を除くことと外国人に関する規定を明記する。
5			第2条の「市内に住み、又は市内で働き、学び、もしくは活動する人という」という「市民の定義」について、これは地方自治法第10条の「市町村の区域内に住所を有するものは、当該市町村及びこれを包含する都道府県の住民とする」という「住民の定義」と比べると、やや広い面がある。しかし、どちらも市民、住民であるための要件として、日本国籍や住民基本台帳への登録が必要とはしていない。（地方自治法では、日本国籍を持つ人に限る場合は、「日本国民たる住民」という表現が使われている。）その意味では、ふたつの定義に大きな違いはない。「働き、学び」については、住所は竹富町にあるが一年の大半を市内の県立高校で過ごしている学生や住民登録はしていないが観光業などで働いている多くの人に、市民としての情報、便宜の提供やまちづくりへの参加を拒む理由はないと思う。 他方で、条例では住民投票を請求できる市民は石垣市の有権者に限られるなど、市政への参加の仕方には、年齢や国籍による限定が設けられている。 このように柔軟でメリハリも効いている定義をあえて変える必要はないと思う。
6			「市民」の定義が広すぎる。住民税も払わない、有権者でもない人が「市民」とはおかしい。反社会的勢力「半グレ」も「市民」であり、行政サービスを受け市政に参加し権利を行使するために必要な情報を知る権利があるのか。
7			明らかにおかしいところを列記する。 用語の定義 (1) (2) 市民とは石垣市に住民票を有する者である。これ以外のあいまいな定義は、暴力団や半グレ、宗教団体、政治団体、極左、極右の活動家などなど、その意図や素性を特定できない団体や個人が含まれる可能性がある。この定義は120%ありえない。事業者等の定義もまた同様に危険を含むあいまいな表現である。 用語の定義 (5) 市民は選挙により市議会議員と市長を選びその責務を委託している、違法な場合にはそれを罰する法律があるので、ここで参画ということ自体が民主主義の根幹に反すると思う。
8			条例には反社会的勢力に対しての記載がない。現状では「半グレ」も「市民」となる。第5条「市民の権利」第7条「事業者等の権利」も得ることになる。

No.	条項	分野	意見概要
9	3条	基本理念	地方自治法があるのでは。もしそれが不十分と考えるのならその法の見直しを政治に求めるべきだ。 市と県、国の立場は明らかに違うので、対等ということはありません。 基本法治国家として現行法に従いそれぞれの分限範囲内で議論すべきである。不満があるなら政治を変えるしかない。
10	5条	市民の権利	2条と合わせると「日本国民でない市民に政治的権利を与えて侵略行為を正当化させる、あるいは日本の健康保険制度へのただ乗りを許す」条文となっているものとも解される。
11			「(2) 市政に参加する権利」があるため、第2条や第4条でいう市内に住民登録もなく、日本国籍もない人でも、市政に参加する権利があるということになる。これはいわゆる「外国人参政権」にあたるのではないか。
12	6条	市民の責務	その責務が十分なものであるか検討してほしい。
13			「第6条4 市政の運営に伴う負担」とは具体的にどのようなものか。納税（住民税）という意味では、第2条(1) 市民の定義と矛盾する。具体的でわかりやすい表現に修正する、または削除することを検討お願いしたい。
14	8条	事業者等の責務	その責務が十分なものであるか検討してほしい。
15			「第8条3 市政の運営に伴う負担」とは具体的にどのようなものか。納税（住民税）という意味では、「第2条(1) 市民の定義」と矛盾する。具体的でわかりやすい表現に修正する、または削除することを検討お願いしたい。
16	25条	男女共同参画の推進	LGBTやGIDの社会参画についても保障する記述が必要と考える。
17			「男女」並びに「男女共同参画」という言葉が時代に合っていない可能性がある。「性的マイノリティに対して配慮にける表現」である懸念があるため、性別（心の性、体の性）に関わりなく全ての人が個人として尊重され、豊かで活力ある共同参画社会の実現に努める旨の内容への修正検討をお願いしたい。
18			第8章については「男女共同参画の推進」においては色々な企画推進が図られているが、ひとり親世帯、特に子育て困難・困窮家庭への取り組み等に当該男女参画がどれだけ図られているのか、見えてこないと感じている。
19	27条	住民投票	27条、28条こそが主権者である市民が市政に対して意思表示のできる唯一のものである。
20			住民投票は、石垣市民が市政に関わる大切な投票であり、廃止することは民主的であると言えない。
21			「住民投票」に関する規定はなくしてはならないし、本自治基本条例で不備な点は整備し、発展させていくべきである。
22			逐条解説に頼らなくても速やかに住民投票が行えるよう発展させてほしい。
23			「第27条（住民投票の請求及び発議）」の解説に「市民はその代表者が市から認定を受け」という記載があるが、ここでいう「市」とは誰か。いまの住民投票の実施を求めている代表は誰から認定を受けたのか。曖昧な解説が多く条例の必要性を感じない。

No.	条項	分野	意見概要
24	27条	住民投票	第27条に加筆。 「その総数の4分の1以上の者の連署をもって、すみやかに住民投票が出来るよう、市民の民意を尊重すべく、いかなる場合にも市長にはその義務がある。」という風に見直して頂きたいと思う。
25			市民が住民投票でちゃんと意思表示できるように見直してほしい。
26	28条	住民投票の 請求及び発議	条例28条の改正には、大反対。
27			第28条第4項の「所定の手続きを経て」という文言 不明確な点が問題です。第27条第1項において「案件ごとに定められる条例により」とあることから、「所定の手続き＝条例の制定」ということであれば、「条例の制定」と明記すべきだと思う。
28			第28条第3項に「市長は、必要に応じ」という条件がついているので、別に条例制定の発議を市長の義務として定める必要があると考える。
29			住民投票実施手続きの具体化をする。
30			所定の手続きが明確でないのが問題なら早急に定めるべきだ。市民から請求があった際はすみやかに実施できる体制を望む。
31			有権者の1/4以上の署名による住民投票実施の要求がある場合、すみやかに実施できるよう見直しを求める。
32			有権者の1/4以上の署名による住民投票実施の要求がある場合、議会を通さずに必ず実施できるよう見直しを求める。
33			有権者の1/4以上の署名による住民投票実施の要求があるにも関わらず実施できていない状況に強く抗議する。条例に基づいて実施できるよう見直してほしい。
34			条例を廃止して、住民投票の市民の1/4の意見をないものにすることはゆるされない。
35			有権者の1/4の署名をもって請求された住民投票は、市長や市議会の意向とは異なるものでも、市長に実施義務があることを定めている。住民自治の尊重を定めた画期的なもので、これからの市を運営していくうえで欠かせないもの。
36			第28条が定める市民の直接請求による住民投票実施制度は、市発表の解説によれば、地方自治法第74条に基づいて市の有権者があるテーマに関する住民投票条例の制定請求署名を集めたときに、その署名数が有権者の1/4以上に達した場合は、市長は実施の義務を負うという、直でわかりやすい仕組み。間接民主主義を補完する制度として全国的にも優れている。この基本を変えずに次世代に伝えたい。
37			住民投票の件に関していえば、しっかりとした決め事がなされていないがゆえに石垣市の若者が一生懸命集めた署名がくだらない理由で無かったことにしようとしている。「市長は4分の1以上の署名の請求があった時は住民投票を行う義務を負う」と決めましょう。そのシステムがあいまいだからこういうことになったんだと思う。
38			第28条4 これは市長に対する住民投票実施義務を課している大変重要な項目である。しかし、「所定の手続き」の詳細がないために直近の住民投票実施は実現しなかった。明確にするため、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。」という表現に修正することを強く願う。

No.	条項	分野	意見概要
39	28条	住民投票の 請求及び発議	第28条4 これによって、市長は速やかに住民投票をするべきである。石垣市自治基本条例の中で、今、何より優先に最重要課題であるからです。
40			市民の中で市政の推進に対して「賛否」を問う声が発生した場合を想定して、条例が規定されている。すなわち議会に市民・住民としての権利・意見を全て負託しているわけではない。絶対に条文削除があつてはならない。石垣市自治基本条例では「市選挙権を有するものの4分の1以上」という高い条件をつけて第28条4項で「市長に実施義務」を課している。この高い条件は、重要な案件が生じた場合に限定されているのである。
41			より市民の権利に基づく自治基本条例の制定が必要である。市民の4分の1の要求があれば、住民投票を議会の同意を必要とせず、市長は行わなくてはならないと明確にすべきである。自治基本条例の明確な改正を行う必要がある。
42	29条	子ども・子育て 支援の推進	発達障害（発達特性）をもつ人に対する支援の充実を図る旨の文言を追加してほしい。
43	30条	保健、医療及び 福祉の充実	「市民が健康で安心して生活できる」社会の中に、北部地区が入っていない現実がある。介護サービスや食の確保事業において市内の方々同様に平等に受けられるよう北部の方々へ支援をお願いしたい。
44	34条	自然環境の保全 と再生及び風景 の創出	目先の利益ではなく、自然環境の保全を第一に考えてほしい。特に基地については住民との話し合いをしっかりと再考してほしい。
45	37条	平和活動の 推進	記載が短く表面的すぎる。住民が生命の危険にさらされる可能性もあり得るのに、説明不足なまま、推進。本気で市民の健康や安全や平和を考えているように思えない。観光が主要産業の一つである小さな島で標的になる軍事施設を住民の意見を無視して強硬建設するのは、おかしい。安心安全、市民主権、文化などもっともらしいが、市としての統一性がない。
46	42条	条例の 位置付け	「市政運営の最高法規」と明記されており、市は同条例を尊重する義務を負っている。
47			条例第42条の「最高規範性」について、これは、「憲法や法律より上」ということではなく、「市政運営の最高規範」と、あくまで市政運営に限定して述べられている。その中身は、条例の制定・改廃や総合計画の策定等の際に、この条例の趣旨を尊重し、整合性の確保を求め、市民、事業者、市にも尊重と市民自治の推進に努めるよう求めているもの。当たり前のことですが大事な規定です。その意味で市政運営の柱となる本規定を変える必要はないと思う。
48			日本国は法治国家であり、日本国憲法、地方自治法などがあるにも関わらず本条例が最高位ではおかしい。
49	43条	条例の見直し	不適切と思われる一つひとつについて議論を深めてほしい。廃止せず「見直しは条例を充実発展させるものとする」という条例の言葉どおりの見直しをすべき。
50			5年前の見直しでは、現行の条例が市議会の全会一致で採択されている。現行条例の基本骨格は是非残してほしい。
51			「将来にわたりこの条例を充実発展させるものとする」とあることは、この条例が廃止になることはあり得ない。廃止をする提案そのものがあり得ないということを意味している。石垣市をより良いものに発展させて行くための土台となるような見直しをお願いする。

No.	条項	分野	意見概要
52	43条	条例の見直し	第43条で「市民の意見をふまえて」「将来にわたりこの条例を充実発展させるものとする」と書かれているのに今年の3月の議会でいきなりの廃止意見が出され、その審議がわずか数回だったと新聞で書かれていて驚いた。何年もかけて作った自治基本条例をその時の政治をつかさどる方達だけで廃止の議論をするのは乱暴だし、今回見直しをするのことで、それに関してもどこを見直さねばならないのか、市民にも広報していくとともに、十分な審議を行ってほしい。決して政治の思惑などが入らないよう、公平な委員の選抜も必要と思ったので、誰がどのように決めたかも一市民として知りたいし、審議内容も透明性を持ってほしい。
53	その他	その他	・廃案にしないで、条例を活用し活かしてください。 ・改廃する必要はありません。 他17件
54			・廃止が妥当と考える。 ・本条例が理念条例として位置づけられなくても十分な市政運営は出来るし我々が正当に選挙して選んだ市長、市議に運営を付託することが民主的な住民自治だと思う。 本条例は廃止すべきである。 他4件
55			・今は見直す必要はありません。 ・なぜ、いま見直しが必要なのか。「5年を超えない期限で見直し」という文言に縛られているように感じる。もっと身近な問題（コロナ対策で生活が疲弊していることに対する対策）から対応してほしい。 他9件
56			・有識者として法律の専門家を委員に選任することは理解できるが、審議会委員に訴訟と関係ない弁護士を選任するべきである。 ・審議会の人員の選定に市側の弁護士が入るなど偏向がある。公平な人選で仕切り直すべき。 他5件
57			どの項目をどういう理由でどのように直したいのか、また見直しを行うしっかりとした理由を多くの住民に分かるように説明してほしい。
58			石垣市自治基本条例は完成度の高い条例で、廃止は必要なく、将来にわたり充実発展させて下さい。 見直しとしては、若者に対し第1次産業への夢を持てる方策、推進等や住民投票ができるように見直してください。
59			今すぐ基地建設をやめていただきたいです。
60			14,000人の思いを軽く考えていないか。若者達の想いを踏みにじらないでほしい。
61			市民が市政について参画する動機づけになる。地方自治法では十分に扱うことができない点について規定することが可能であることから一部を見直し、存続させることが良いと思います。
62			自治基本条例は本市の最高規範条例であり、大切な条例とし守らなければなりません。
63			約1万4千筆の署名が石垣市民で集められたにも関わらず、住民投票を実施しない、あるいは実施へ向けた議論すら推進しないということは民主主義の精神に悖る行為ではないかと強く思う。
64			崇高な理念に支えられた条例を市議会も尊重してほしい。時の権力者が都合の良いように変えてはいけない。

No.	条項	分野	意見概要
65	その他	その他	条例廃止の方向で審議されるのではないかと危惧している。いかに条例に掲げる理念を実現できるか議論して、一層充実した条例にしてほしい。
66			第9条3項「市議会の会議は、討論を基本とし…」とあるが、プレミアム商品券事業に対し、議運で門前払いとはいかがなものか。本条例の廃止案に反対した「野党」議員が、本条例に反した行為をしている。定められていることを守れないなら、そもそもなくてよい条例。
67			第9条の解説に、議会には、「地方自治法の定めることにより…」と記載。第15条、第19条、第27条の解説にも地方自治法に基づくと記載されてあることから、地方自治法があればそれで足りると思う。
68			本条例は法律、憲法にない市民としての在り方や市政運営に関して記しているものと思う。法律や憲法の他に守らなければならないルールを自ら定めている条例は、市が自らまちづくりを行ううえで重要な指針を示している。
69			令和2年9月4日付けの紙面によると、審議委員から「これがなければ市政運営できないのか、廃止案まで含めて検討したい」との発言があるが、これは条例制定当時（平成21年）の議会の決定を軽視するものである。議会により承認された条例のもとに市政運営していないのであれば、議会は機能していないことと同じ。現在の議会の決定を尊重するのであれば、先の議会の決定も同様に尊重すべき。
70			条例を廃止することは、条例がうたう①住民自治を基点とするまちづくり②自律的運営で自治体として自立の2つの理念を否定することにならないか。
71			住民訴訟の実施義務を求める訴訟でにわかに本条例が注目されているなかでの審議会ですが、一時の行政の都合で廃止するようなことがあつては、この先の市政運営に秩序が保てるとは思えない。
72			議論等を公開で行い、市民が意見を直接伝える場も設けてください。
73			重要な決定事項なのに意見が分かれたり説明を求めたり、多くの人がどう思っているのかという検証をまずして、どんな意見にもまずはしっかりと耳を傾けるところからという当たり前の段階を踏んだうえで検討していくという公正なやり方を望みます。
74			なぜ我々は石垣市平得大俣への陸上自衛隊配備計画を反対するのか、今開南集落近くで農業している人達は軌道にのっている。そこに陸上自衛隊駐屯地ができたなら住民達、学校はどうなるのか心配でならない。「ぜひ石垣市自治基本条例に則って住民投票をお願いします。」
75			第7章市政運営については、市長が市長選挙の時に公言していた「自衛隊基地に関する防衛省からの情報」については速やかな説明、情報提供が図られているとは思えない。市長は市民の安心安全に対しての「説明責任」を果たしていないものである。
76			石垣市のホームページには「条例」のみが掲載されているが、「逐条解説」も合わせて掲載すべきものと求める。また、各章に関する石垣市の各種条例・規則等も列挙・リンクジャンプを図ってほしい。市政運営や市民生活と密接な関わりがある実務条例が石垣市自治基本条例の理念条例とリンクしていることを広く知らしめる努力をしてほしい。島内の小・中・高等学校にもリーフレットやミニ掲示用ポスターチラシ等の配布、市民としての権利と義務の理解を図られるよう努めてほしい。
77			審議会においては、条例制定の原点議論をしっかりと確認し、その上で現在から将来への評価と課題を検証してほしい。審議委員の責任はとても重いので、責任分担の共有化を図ってほしい。

②石垣市自治基本条例に関する関係団体意見について

【意見照会団体】

下記 16 団体に対して意見照会を実施。

- ・石垣市観光交流協会
- ・八重山建設産業団体連合会
- ・J A おきなわ八重山地区本部
- ・八重山漁業協同組合
- ・石垣市自治公民館連絡協議会
- ・石垣市老人クラブ連合会
- ・石垣市身体障がい者団体協議会
- ・石垣市 P T A 連合会
- ・八重山私立保育園連盟園長会
- ・石垣市交通安全推進協議会
- ・八重山地区防犯協会
- ・石垣市自然環境保全ネットワーク会議
- ・石垣市文化協会
- ・世界平和の鐘の会 沖縄県支部
- ・石垣市民憲章推進協議会
- ・八重山地区医師会

○石垣市身体障がい者団体協議会

市民との協働のまちづくりへ

- ・障がい者と高齢者との施策がほしい。
- (スパイラルアップ「心のバリアフリー」、外出介助サービス「タクシーの取り組み」)
- ・教育には、心のバリアフリー、コミュニケーションが必要。

○石垣市自然環境保全ネットワーク会議

- ・改正、廃止の必要は見当たらない。現在問題となっているのは、第 28 条であろうが、明確にわかりやすい文章であると感じた。文字通り「住民投票を実施しなければならない」とあるのに実施しないまま条例の改正や廃止の議論が先行するのは申しわけないが「都合が悪いからだ」としか受け取ることができない。

○石垣市民憲章推進協議会

・石垣市民憲章は、豊かなまちづくりに励む市民像を設定し、市民の生活の心の拠り所、市民の行動規範として昭和52年10月22日に制定されました。市民憲章には「平和な町」「親切的な町」「教育の町」「健康の町」「文化の町」「観光の町」「産業の町」「美しい町」の八つのまちづくりが謳われています。市民、事業所、行政が一体となり、市民憲章の精神に基づいた「石垣市のまちづくり」の推進が必要であると考えます。

石垣市自治基本条例に、市民憲章と類似し目指すまちづくりとして「平和な町・親切的な町・教育の町・健康の町・文化の町・観光の町」についての内容があります。しかし、「産業の町」「美しい町」づくりについては類似事項が見当たりません。

石垣市自治基本条例と市民憲章の整合性を図るために、条例審査会において「産業の町」「美しい町」に取り組める内容の項目、条文を追加していただきます様、ご検討をお願いいたします。

◆石垣市自治基本条例と石垣市民憲章の類似項目

- 第9章 安心、安全なまちづくり（保健、医療及び福祉の充実）≡「健康の町」
- 第11章 文化の継承、発展、及び創造（文化の継承、発展及び創造）≡「文化の町」
- 第12章 コミュニティー活動の推進（コミュニティー活動の推進）≡「親切的な町」
- 第13章 平和活動の推進（平和活動の推進）≡「平和な町」
- 第14章 教育環境づくりの推進（教育環境づくりの推進）≡「教育の町」
- 第15章 観光まちづくりの推進≡「観光の町」

○一般社団法人 八重山地区医師会

1. 第30条第1項

（現行）市は、市民が健康で安心して生活できる健康長寿社会の実現を目指し、保健、医療及び福祉の充実につとめなければならない。

（改正）市は、市民が健康で安心して生活できる健康長寿社会の実現を目指すため、一般検診（がん検診を含む）受診機会及び任意予防接種補助の拡大や休日夜間診療所を設置運営して一次医療体制の整備をする等、保健、医療及び福祉の充実に努めなければならない。

追加理由：健康長寿社会の実現を目指すための普遍的な施策のうち、主立つものを
 列挙し、市が務めるものについて現行条文より具体性を持たせるべき。

意見：現行条文では、健康長寿社会の実現のために市がすべきことの具体性に
 欠けると思う。

2. 第30条第2項

(現行) 市民は、自らの健康状態を自覚し、一人ひとりが健康的な生活を営むため、健康づくりに努めるものとする。

(改正) 市民は、自らの健康状態を自覚し、一人ひとりが健康的な生活を営むため、生活習慣病やその原因の改善に主体的に取り組み、健康づくりに努めるものとする。

追加理由：市民が努める「健康づくり」とは何かをより強調させるべき。

意見：現行条文では、健康づくりとは何か具体性に欠けると思う。

3. 第33条

(現行) 市は、緊急時の避難所及び医療救護所の設営や運営に必要な資機材及び医薬品等を備蓄し、運用マニュアルを定め、訓練等を通じて市民に対しその適正な利活用について啓蒙しなければならない。

(追加) 市民は、緊急時の避難所の設営や運営についての知識を習得するため、積極的にその訓練等に参加するよう努めなければならない。

追加理由：緊急時の避難所及び医療救護所についての市の責務や市民の努めるべきことを定めておくべき。

意見：緊急時の「自助・共助・公助」についてこそ自治基本条例で定めるべきものの一つと思う。

【石垣市基本条例に関する意見】

自治体の憲法と言われる自治基本条例の基本的性格は、主権者である市民を真ん中に据え、市民が市長や議会を縛るものです。主権者市民の意思を生かす理念・仕組みとして自治基本条例は不可欠なものと考えます。

市民や議会は、市民参加を積極的に進めて、市民と良い緊張関係を持つことが大切です。行政の執行を担当する市長と重要な決定を担当する議会、そして市民の力—この三つの緊張関係が石垣市を動かしていく仕組みであるべきですが、石垣市の現状としては、市民の力がないがしろにされていると言わざるを得ません。

石垣市自治基本条例を紐解くと

第6章（市長の責務）第11条2「市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。」とあり、

第8章、第27条4「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続きを

経て、住民投票を、実施しようとしておらず、条例に違反しています。

市議会にしても

第5章（市議会の責務）第9条3に、「市議会の会議は、討論を基本とし、議決にあたっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしていないという点で、条例に違反していると言えます。

現状が石垣市自治基本条例に合っていないから、条例を変えたり、廃止しようとするのではなく、いかにしたら石垣市自治基本条例の理念を達成できるかを、今こそ、立ち止まって考えるべき時なのだと考えます。

住民投票の手続きが定められていないから実施できないと門前払いをするのではなく、市民の権利を守るために、制度の不備を是正する議論こそ、まず第一にすべきことなのではないでしょうか。

○石垣市文化協会

私たちの愛するこの石垣市（島）の現状、未来に市民としての責任を自覚し、多くの議論、研鑽を重ねて、この条例を作（創）りあげた先人達に深い敬意と感謝の念を抱いています。条例の改廃を目指している人々に拙速に事をすすめないように希望します。自由に物事を考え、行動することが「自然・文化都市」に住む市民の基本的人権の要諦と信じるからです。

③議員意見

※市議会としての意見ではなく、議員一個人の意見となる。

【廃止について】

- ・現時点で、条例の必要性や他の条例と紐づけされていることを検証する時間もないので、今すぐに廃止ということにはいかないと思う。また、見直しについても5年に1度の見直しということで動いていると思うが、実際に手をくわえるのは難しいと思う。
- ・即座に廃止にしないで、問題点を洗い出し、そこを見直すという方がいいと思う。何度か見直しをし、洗練させて、将来的には本当に必要かということが見えてくると思う。すぐなくすということではなく、慎重な議論が必要である。
- ・条例として形があるので、すぐ廃止とはいえない。そこは尊重しないとイケない。
- ・条例が制定され、改正等を行って現在に至るので、すぐ廃止というよりは、改定がいいのではないか。一度作りあげたものをなくすよりもいいものに改定したほうがいいと考える。
- ・廃止になった場合、条例なので、仕事する上で基づくものが無くなるから、代替りのものがないとイケないと思う。条例がなくなった場合、どのような影響がでるのかということが心配である。
- ・市民憲章もあるし、この条例がなくても市政運営はできると思う。

【市民の周知について】

- ・市民主体でできた条例だと聞いているが、条例のことを知らない市民は多い。見直しの機会を利用して市民に知ってもらうことができればと考える。
- ・市民は自治基本条例を知らないのに意見を求められている。自治基本条例について何も分からないのに、期限が短く意見できないという声があった。「何が問題なのか」等具体的に表記して意見を求めた方がいい。問題点があれば、具体的に浮き彫りにして意見を求めた方がいい。

【条文について】

- ・表現があいまいだったり、具体性がないことで論争になっていると思う。受けとり方が、人によって違い、多様性になっていると思う。

・(第2条)

市民の定義は、住民基本台帳に基づいて示すべきではないか、現状は定義の幅が広すぎる。

・(第2条)

市民の定義等おかしいところがあるので、そこは解決していった方がいいと思う。

・(第9条、第10条)

第5章の市議会の役割を条例で定めることが必要なのか、審議会で議論してほしい。

本来であれば、議会は議会で条例を作るところこそが議会の集成、二元代表制となっているので、第9条、10条についても必要なのかも含め審議会で審議してほしい。